# 貸 厚生労働省 北海道労働局 函館公共職業安定所

## **Press Release**

函館公共職業安定所 発表 令 和 6 年 1 月 1 9 日(金)

担 函館公共職業安定所

所 長 渡辺 康広

当 雇用開発部長 和田 恒雄

電話 0138 (88) 1317

## 令和5年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果

函館公共職業安定所(所長 渡辺 康広)では、このたび、令和5年「高年齢者雇用状況等報告」(令和5年6月1日現在)の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

- I 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況 65歳までの雇用確保措置を実施済の企業は100.0%
- Ⅱ 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況70歳までの就業確保措置を実施済の企業は42.9%(対前年3.6ポイント増加)
- Ⅲ 企業における定年制の状況

65歳以上定年企業(定年制の廃止企業を含む)は45.4%(対前年2.5ポイント増加)

- Ⅳ 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況
  - ① 66歳以上まで働ける制度のある企業は51.8%(対前年3.3ポイント増加)
  - ② 70歳以上まで働ける制度のある企業は50.3%(対前年3.1ポイント増加)

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」においては、65歳までの雇用の確保を 目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいず れかの措置(高年齢者雇用確保措置)を、講じるよう企業に義務付けています。

加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置(高年齢者就業確保措置)を講じるよう努めることを企業に義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業714社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和5年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

今後とも、生涯現役社会の実現に向けて、これらの措置を実施していない企業に対して、必要な指導及び助言を実施していきます。

## 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況 ≪表1≫

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)を実施済の企業の割合は 100.0% (対前年変動なし) となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.0% (対前年変動なし) となっている。

## (2) 雇用確保措置の内訳 ≪表2≫

雇用確保措置を実施済の企業のうち、

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業の割合は11.1%(対前年 0.5ポイント増加)となっている。
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業の割合は34.3%(対前年 2.0ポイント増加)となっている。
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業の割合は54.6% (対前年2.5ポイント減少)となっている。

## (3) 継続雇用制度の内訳 ≪表3≫

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業のうち、

- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業の割合は 87.7% (対前年2.0ポイント増加)となっている。
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)の割合は12.3%(対前年2.0ポイント減少)となっている。

## 2 高年齢者就業確保措置の実施状況

就業確保措置を実施済の企業の割合は42.9% (対前年3.6ポイント増加) となっている。 **≪表4**≫

## 3 企業における定年制の状況

定年を65歳以上とする企業の割合は45.4% (対前年 2.5ポイント増加) となっている。 ≪表 5 ≫

## 4 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

- (1) 66歳以上まで働ける制度のある企業の割合は51.8% (対前年3.3ポイント増加) となっている。≪表6≫
- (2) 70歳以上まで働ける制度のある企業の割合は50.3% (対前年3.1ポイント増加) となっている。≪表7≫

## 表1 雇用確保措置の実施状況

				(社、%)
	/	①実施済み	②未実施	合計(①+②)
		714	0	714
	<b>企業数</b>	(699)	(0)	714 (699) 100.0% (100.0%) 500 (490) 100.0%
1	上未奴	100.0%	0.0%	100.0%
		(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)
		500	0	500
	31人	(490)	(0)	(490)
	以上	100.0%	0.0%	100.0%
		(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

## 表2 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

	(社、%)								
/		①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の 導入	合計 (①+②+③)				
		79	245	390	714				
	企業数	(74)	(226)	(399)	(699)				
	正未奴	11.1%	34.3%	54.6%	100.0%				
		(10.6%)	(32.3%)	(57.1%)	(100.0%)				
		45	165	290	500				
	31人	(49)	(146) (295) (4	(490)					
	以上	9.0%	33.0%	58.0%	100.0%				
		(10.0%)	(29.8%)	(60.2%)	(100.0%)				

※( )内は、令和4年6月1日現在の数値。 ※「合計」は表1の「①実施済み」に対応している。 ※「②定年の引上げ」は65歳以上の定年の定めを設けている企業、「③継続雇用制度の導入」 は定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上

## 表3 継続雇用制度の内訳

(社、%)

				(11. 70)
\		①希望者全員 65歳以上の 継続雇用制度	②基準該当者 65歳以上の 継続雇用制度	合計(①+②)
		342	48	390
	企業数	(342)	(57)	
	正未奴	87.7%	12.3%	100.0%
		(85.7%)	(14.3%)	(100.0%)
		252	38	290
	31人	(247)	(48)	(295)
	以上	86.9%	13.1%	100.0%
		(83.7%)	(16.3%)	(100.0%)

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※「合計」は表2の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

#### 表4 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

		①70歳	までの就業確保措置					
		定年廃止	定年の引き上げ	継続雇用制度の 導入	創業支援等措置の 導入	②就業確保措置 相当の措置実施	③その他未実施	合計④ (①~③)
	306	79	19	208	0	11	397	714
企業数	(275)	(74)	(17)	(184)	(0)	(10)	(414)	(699)
正未奴	42.9%	11.1%	2.7%	29.1%	0.0%	1.5%	55.6%	100.0%
	(39.3%)	(10.6%)	(2.4%)	(26.3%)	(0.0%)	(1.4%)	(59.2%)	(100.0%)
	214	45	12	157	0	6	280	500
31人	(194)	(49)	(11)	(134)	(0)	(6)	(290)	(490)
以上	42.8%	9.0%	2.4%	31.4%	0.0%	1.2%	56.0%	100.0%
	(39.6%)	(10.0%)	(2.2%)	(27.3%)	(0.0%)	(1.2%)	(59.2%)	(100.0%)

(12.60) (12.

(参考:北海道)

(3)	与. 化/英坦/			(社、%)	
		①実施済み	②未実施	合計(①+②)	
		9,307	9	9,316	
	企業数	(9,266)	(8)	(9,274)	
	正未奴	99.9%	0.1%	100.0%	
		(99.9%)	(0.1%)	9,316 (9,274) 100.0% (100.0%) 6,862 (6,856) 100.0%	
		6,860	2	9,316 (9,274) 100.0% (100.0%) 6,862 (6,856)	
	31人	(6,854)	(2)	(6,856)	
	以上	99.9%	0.1%	100.0%	
		(99.9%)	(0.1%)	(100.0%)	

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※本集計は、小数点第2位以下を四捨五入しているが、実数が1以上の割合が0.0%にならないよう端数処理を行っている。

#### 表5 企業における定年制の状況

								65歳以上	
	定年制の 廃止	定年制あり							報告した 全ての企業
		60歳未満	60歳	61~64歳	65歳	66~69歳	70歳以上	廃止を含む)	
	79	0	371	19	221	5	19	324	714
企業数	(74)	(0)	(382)	(17)	(201)	(8)	(17)	定年合計 報告した (定年制の 全ての企業 廃止を含む)	(699)
正未致	11.1%	0.0%	52.0%	2.7%	31.0%	0.7%	2.7%	45.4%	100.0%
	(10.6%)	(0.0%)	(54.6%)	(2.4%)	(28.8%)	(1.1%)	(2.4%)	(42.9%)	### 報告した 全ての企業 714 (699) 100.0% (100.0%) 500 (490) 100.0%
	45	0	275	15	150	3	12	定年合計 (定年制の 廃止を含む) 報告した 全ての企業 324 714 (300) (699) 45.4% 100.0% (42.9%) (100.0%) 210 500 (195) (490) 42.0% 100.0%	500
31人	(49)	(0)	(281)	(14)	(129)	(6)	(11)		(490)
以上	9.0%	0.0%	55.0%	3.0%	30.0%	0.6%	2.4%		100.0%
	(10.0%)	(0.0%)	(57.3%)	(2.9%)	(26.3%)	(1.2%)	(2.2%)	(39.8%)	(100.0%)

## 表6 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	①定年制の 廃止	②66歳以上 定年	③希望者全員 66歳以上 継続雇用	④基準該当者 66歳以上 継続雇用	⑤その他66歳 以上まで 働ける制度	合計① (①~③)	合計② (①~④)	合計③ (①~⑤)	報告した 全ての企業
	79	24	112	102	53	215	317	370	714
企業数	(74)	(25)	(108)	(78)	(54)	(207)	(285)	(①~⑤) 全ての企業	
正未致	11.1%	3.4%	15.7%	14.3%	7.4%	30.1%			
	(10.6%)	(3.6%)	(15.5%)	(11.2%)	(7.7%)	(29.6%)	(40.8%)	(48.5%)	(100.0%)
	45	15	80	80	44	140	220	(①~⑤) 全ての企業  370 714 (339) (699)  51.8% 100.0% (48.5%) (100.0%)  264 500 (246) (490)  52.8% 100.0%	
31人	(49)	(17)	(70)	(64)	(46)	(136)	(200)		
以上	9.0%	3.0%	16.0%	16.0%	8.8%	28.0%	44.0%		
	(10.0%)	(3.5%)	(14.3%)	(13.1%)	(9.4%)	(27.8%)	(40.8%)		(100.0%)

## 表7 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況

										(社、%)
1		①定年制の 廃止	②70歳以上 定年	③希望者全員 70歳以上 継続雇用	④基準該当者 70歳以上 継続雇用	⑤その他70歳 以上まで 働ける制度	合計① (①~③)	合計② (①~④)	合計③ (①~⑤)	報告した 全ての企業
		79	19	108	100	53	206	306	359	714
	企業数	(74)	(17)	(106)	(78)	(55)	(197)	(275)	(①~④)     (①~⑤)     全ての企業       306     359     714	
	正未致	11.1%	2.7%	15.1%	14.0%	7.4%	28.9%	42.9%		100.0%
		(10.6%)	(2.4%)	(15.2%)	(11.2%)	(7.9%)	(28.2%)	(39.3%)	(47.2%)	(100.0%)
		45	12	77	80	43	134	214	257	500
	31人	(49)	(11)	(69)	(65)	(46)	(129)	(194)	(240)	(490)
	以上	9.0%	2.4%	15.4%	16.0%	8.6%	26.8%	42.8%	51.4%	100.0%
		(10.0%)	(2.2%)	(14.1%)	(13.3%)	(9.4%)	(26.3%)	(39.6%)	(49.0%)	(100.0%)

<sup>※( )</sup>内は、令和4年6月1日現在の勢値。 ※「65歳以上定年」は、表2の「①定年制の廃止」と「②定年の引上げ」を合計した数値に対応している。 ※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

<sup>| (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (15.5%) | (1</sup> 

<sup>※</sup>構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しませんのでご注意ください